

大山崎町入札監視委員会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、大山崎町入札監視委員会条例（平成27年条例第7号。以下「条例」という。）第9条の規定により、大山崎町入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 建設会社の顧問等特定の建設会社と密接な関係のある者、建設会社の社員であった者及び大山崎町職員であった者は委員となることができない。

- 2 任期中に特定の建設会社と密接な関係のある者となる場合には、速やかに委員を辞職しなければならない。
- 3 委員の名前及び職業は、公表するものとする。

（委員長の任期）

第3条 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再選を妨げない。

（会議）

第4条 条例第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会」という。）は、原則として、6か月に1回開催するものとする。

- 2 条例第2条第3号及び第4号の事務に係る会議は、必要に応じ開催するものとする。
- 3 会議の議事の概要は、これを公表するものとする。

（定例会議提出資料）

第5条 委員会は、条例第2条第1号及び第2号に規定する事項を審議するに当たっては、町から次に掲げる資料を提出させるものとする。

- (1) 町が発注した建設工事（以下「工事」という。）の一覧表（契約金額が130万円を超えないものを除く。以下「発注工事一覧表」という。）の作成として、当該会議以前の会議で提出した資料に記載した項目以降から会議を開催する日が属する月の3月前の月の末日までに契約を締結した工事とする。
 - (2) 町が行った指名停止措置の運用状況一覧表の作成として、当該会議以前の会議で提出した資料に記載した項目以降から会議を開催する日が属する月の3月前の月の末日までに行った指名停止措置とする。
 - (3) 町が行った工事の入札及び契約過程に係る再苦情処理の運用状況表の作成として、当該会議以前の会議で提出した資料に記載した項目以降から会議を開催する日が属する月の3月前の月の末日までに行った再苦情処理とする。
 - (4) その他委員会が必要と認める入札及び契約手続に関する運用状況資料
- 2 前項第1号の発注工事一覧表は、契約方式、工事名、工事種別、予定価格、最低制限価格、入札参加者数、契約金額、契約の相手方及び担当課を記載するものとする。

(持回り会議)

第6条 緊急やむを得ない事情があり、会議が開催できない場合は、委員長は、審議事項の持ち回りによる合議をもって会議に替えることができるものとする。

(再苦情の審議)

第7条 条例第2条第3号に規定する再苦情の申し立ての審議については、次に掲げる事項とする。

- (1) 入札において、参加資格を認められなかったこと。
- (2) 入札において、指名されなかったこと。
- (3) 指名停止措置について不服があること。
- (4) 随意契約の相手方と決定されなかったこと。

2 委員会は、前項の審議を行ったときは、意見書を作成し、その結果を町長に報告するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は告示の日から施行する。

(経過措置)

2 初回の審議においては、第5条第1項中「当該会議以前の会議で提出した資料に記載した案件以降から会議を開催する日が属する月の3月前の月の末日までの期間」とあるのは、「平成27年4月1日以降から会議を開催する日が属する月の3月前の月の末日までの期間」と読み替えるものとする。

大山崎町の入札・契約制度（工事）について

1. 入札・契約方式等について

(1) 入札・契約方式について

本町が発注する建設工事に係る入札・契約方式については、原則、郵便入札による入札を実施しており、「大山崎町競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準」に基づき、発注を行っている。

※郵便入札＝入札発注案件について、町ホームページ上で公表したうえで入札参加者を公募し、入札書を郵送により入札していただく方式。

契約方式	概要	対象となる金額
条件付一般競争入札	案件ごとに必要最小限の入札参加資格条件等を定め、広く入札参加業者を公募し、入札参加資格を満たす業者で入札を行う。	概ね2億円以上 (建築一式工事は概ね4億円以上)
工事希望型（公募型）指名競争入札	案件ごとに地域要件、配置予定技術者、工事实績等を定めて公募し、入札参加資格を満たす業者で入札を行う。	130万円超から2億円未満 (建築一式工事は4億円未満)
指名競争入札 ※工事の入札は原則この方式を採用していない	指名登録名簿に登録のある者から、当該契約が履行可能な業者を指名して入札を行う。	特に定めはなし
随意契約	地方自治法施行令第167条の2の規定範囲内で、当該契約を履行可能な業者を選定し、契約する。	130万円以下 ※法律に基づき上記金額以上の場合もある

【平成26年度実績（工事）】

条件付一般競争入札	:	1件
工事希望型指名競争入札	:	21件（うち、3件不調）
指名競争入札	:	0件
随意契約(130万円超)	:	8件

(2) 予定価格及び最低制限価格について

入札における予定価格及び最低制限価格については、ダンピング受注による不良工事を防止、品質確保を図り、また、談合・不正等を防止するため、全ての入札において事前公表を行っている。

最低制限価格については、中央公共工事契約制度連絡協議会モデルを準拠している。

※中央公共工事契約制度連絡協議会＝各省庁・関係公団等が会員で公共工事に関する契約制度の円滑な運用を図る組織。

(3) 取り分け方式について

複数の同種工事が同時発注となる入札において、先行する入札の落札者は、以降の入札を不参加扱いとする。

目的=多くの業者に受注機会を確保し、地元業者の育成に繋げる。

(4) 議会の議決に付すべき契約について

予定価格が 5,000 万円以上となる契約については、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条に基づき、議会の議決が必要となるため、当該案件落札後、仮契約を締結し、議会の議決後本契約を締結している。

2. 競争入札参加資格について

競争入札に参加する者は、競争入札参加資格審査申請を行い、競争入札参加資格者名簿に登録していることが必要となる。

建設業法に基づく建設業の許可について、本町は入札参加を希望する 3 つまでの業種の登録となっている。

○登録期間=2 年間（2 年に一度、申請受付を行っている。）

○平成 27・28 年度登録業者数=558 業者（工事での登録者数）

3. 指名停止措置について

競争入札参加有資格者が、不正行為等の指名停止事由に該当する場合、当該者に対して指名停止措置を行い、一定期間入札に参加させず、また、契約の相手方としない。

○根拠=大山崎町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱

〔主な指名停止事由及び指名停止期間〕

指名停止事由	指名停止期間
入札参加申請時の書類等の虚偽記載	3 ヶ月
契約違反	1 ヶ月 ～ 3 ヶ月
贈賄（贈賄による逮捕、書類送検又は起訴）	6 ヶ月 ～ 12 か月
独占禁止法違反行為	6 ヶ月 ～ 12 か月
談合（談合による逮捕又は起訴）	6 ヶ月 ～ 12 か月
不正又は不誠実な行為	1 ヶ月 ～ 9 カ月
建設業法違反 （建設業法規定違反による逮捕、書類送検又は起訴）	3 ヶ月 ～ 9 カ月

4. 公共工事に関する暴力団排除措置

町が行う入札及び契約から暴力団を排除し、適正な入札・契約事務を執行するため、競争入札参加資格者が入札参加除外事由に該当する場合、当該者に対して町が発注する入札及び契約から一定期間排除する措置を行う。

○根拠＝大山崎町公共工事に関する暴力団等排除対策措置要綱

〔主な入札参加除外事由及び排除期間〕

入札参加除外事由	排除期間
1 個人である入札参加資格者及び法人である入札参加資格者の役員等が、暴力団員等である場合又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に事実上参加していると認められるとき。	当該認定をした日から 2 年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
2 入札参加資格者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用する等したと認められるとき。	当該認定をした日から 1 年を経過し、かつ、改善されたと認められるまで
3 入札参加資格者及びその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	
4 入札参加資格者及びその役員等が、暴力団等又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	
5 入札参加資格者及びその役員等が、下請負契約、資材、原材料の購入契約又はその他契約に当たり、当該契約相手方の入札参加資格の有無に関わらず、1 の項から 4 の項に規定する要件に該当する者であると認められるとき。	
6 入札参加資格者が、第 5 条の規定に基づく勧告等を受けたとき。	

5. 談合に対する対応について

町が発注する建設工事について、入札談合に関する情報があった場合は、庁内で組織する大山崎町公正入札調査委員会にて調査・審議し、公正取引委員会へ通報するなど、入札談合に対する対応を行う。

大山崎町競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準

大山崎町（以下「町」という。）が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の供給等及び役務の提供（以下「工事等」という。）について、競争入札及び随意契約における参加（以下「競争参加」という。）業者を公募又は選定（以下「公募・選定」という。）する場合の基準を次のとおり定める。

なお、この基準は、標準的な発注を想定したものであり、これにより難しい場合や、本基準の趣旨に反することとなる場合は、別途、町指名業者選定委員会で基準等を個別に判断し決定する。

第1 入札・契約の方式

町において、標準的に採用する主な入札・契約方式は、次のとおりとする。ただし、入札契約制度の見直し等により、新たな入札・契約方式を採用、試行することができる。

なお、随意契約で、競争に付さないものを除いて、いずれの入札・契約方式においても、町の指名業者登録名簿（以下「指名登録名簿」という。）に登録されている業者を対象とする。

(1) 条件付一般競争入札

案件ごとに地域要件や履行能力等についての必要最小限の入札参加資格条件等を定め、広く入札参加希望業者を公募し、過去の工事実績や配置予定技術者等の資料提出を求めて審査を行い、入札参加資格を満たす業者により行う入札方式をいう。

(2) 工事希望型（公募型）指名競争入札

案件ごとに地域要件や履行能力等の条件を設定し、入札参加希望者を公募し、過去の工事実績や配置予定技術者等の資料提出を求めて審査を行い、入札参加資格を満たす業者を指名し、入札を行う方式をいう。

(3) 業務希望型（公募型）指名競争入札

案件ごとに地域要件や履行能力等の条件を設定し、入札参加希望者を公募し、過去の工事実績や配置予定技術者等の資料提出を求めて審査を行い、入札参加資格を満たす業者を指名し、入札を行う方式をいう。

(4) 指名競争入札

指名登録名簿に登録のある者から、当該契約が履行可能な業者を指名して行う入札方式をいう。

(5) 随意契約

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2の規定による範囲内で、当該契約を履行可能な業者を選定し、契約する方式をいう。

第2 競争参加業者公募・選定基準

1 競争参加資格

競争参加業者の選定（随意契約含む。）にあたっては、原則として指名登録名簿に登録されている業者から選定する。競争参加業者を公募する場合も、原則として指名登録名簿に登録があることを条件とする。ただし、次の事項に該当する場合は、未登録業者の資格審査を行い、それに合格した業者を含めることができることとする。

- (1) 指名登録名簿に登録のない業種に係る契約
- (2) 指名登録名簿に登録している業者が少数で競争環境が整わない場合
- (3) その他、やむを得ないと客観的に認められる場合

2 競争参加資格の制限

競争参加業者の公募・選定にあたって次の事項に該当する場合は、競争参加を制限する。

(1) 競争参加資格停止中

- ① 町契約規則第3条（施行令第167条の4第2項各号）に該当し、入札に参加できない場合
- ② 町工事等契約に係る指名停止等措置要綱に基づき、指名停止中である場合
- ③ 町公共工事に関する暴力団排除対策措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている場合

(2) 警察当局からの排除要請

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者であるとして、町長に対して排除要請があるなど、明らかに請負業者として不適切であると認められる場合

(3) 契約履行の不誠実

契約書に基づく関係者に関する措置請求に請負者が従わない等契約の履行が不誠実である場合

(4) 下請契約が不適切

一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合

(5) 更生手続開始等経営不安定

- ① 会社更生法による更生手続開始の申立又は民事再生法による再生手続開始の申立がなされ、経営状態が著しく不健全である場合
ただし、更生又は再生手続の開始決定がなされた場合は対象としない
- ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合

(6) 安全管理改善等指導及び指示の不服従

町との契約の履行について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導に対して、改善を行わない状態が継続している場合。また、仕様書、設計図書類での指示、監督職員の指示に従わない状態が継続し、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合

(7) 賃金不払

賃金不払いに関する厚生労働省等関係行政機関からの通報がなされ、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合

(8) その他

その他、関係業法令に違反し、関係行政機関からの情報により、契約の相手方として不適当であると認められる場合

3 競争参加業者の公募・選定の原則的基準

競争参加業者を公募・選定する場合は、別に定める業種ごとの公募・選定基準等を総合的に判断して行うものとする。

なお、公共事業の契約の相手方として、受注業者には履行能力、技術水準だけでなく、また、法令等の遵守にとどまらず、高い倫理性と信頼性を要請する。従って、公共事業の契約の相手方として好ましくないとと思われる場合は、選定を回避する。

また、談合等の不正行為を防止するために、受注に向けての意思の確立や入札金額の決定の過程に関与

することができる者が重複している業者は選定を回避し、実質的に関与する可能性のある者が重複している業者についても同様とする。

4 公募・選定順位

競争参加業者を公募・選定する順位は、指名登録名簿に登録のある業者のうち、町内業者から調達可能なものは町内業者から公募・選定することを基本とする。町内業者からの調達が不可能な場合や不適当な場合又は町内業者だけでは競争環境が整わない場合には、町外業者も含めて公募・選定する。

第3 建設工事の公募・選定基準及び運用基準

1 公募・選定基準

建設工事について、災害時等緊急施工を要する場合を除き、原則として、条件付一般競争入札、工事希望型（公募型）指名競争入札を採用するものとし、公募・選定する基準は、次に定める事項とする。

(1) 技術的適性・工事实績等

- ① 当該工事の施工に必要な建設業法に基づく許可を得ていること。
- ② 当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる同種工事の施工実績があること。
- ③ 発注する建設工事の種類に応じ、当該工事の施工のために必要となる有資格技術者が確保できると認められること。

(2) 有資格業者による施工の義務付け等

- ① 建設業法、その他法令等により、有資格業者による施工が義務付けられている場合は、有資格業者から公募・選定する。また、有資格技術者の配置が義務付けられている場合は、有資格技術者の配置が可能な業者から公募・選定する。
- ② その他、建設業許可区分等に留意し、法令等の趣旨に沿って業者を公募・選定する。

(3) 新規登録業者の取り扱い

- ① 町内に営業拠点である本店・支店及び営業所を新規に開設した業者は、登録年度から3年間は町発注建設工事の習熟期間として、建設工事の競争入札に参加することができない。
- ② 町外に本店を有し、過去5年間のうち通算3年間を超えて登録が確認される業者で、新規に町内に営業拠点である支店・営業所を開設した者は、指名競争入札参加資格申請での希望業種を変更しない場合に限り、新規登録業者としての取り扱いはしないものとする。

2 建設工事の種類ごとの公募・選定基準

町が発注する建設工事において、以下のとおり、建設工事の種類ごとに公募時等に設定する要件等を定め、それを満たす有資格業者を選定する。

なお、以下の基準は標準的な発注を想定したものであるため、これにより難しい場合や、本基準の趣旨に反することとなる場合は、別途、町指名業者選定委員会で基準等を個別に判断するものとする。

(1) 土木一式工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 建設工事の登録は「土木一式工事」とする。
- ② 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ③ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要件等	競争入札方式
概ね2億円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・案件ごとに設定 	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 一級土木施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、土木一式工事の経審点数がもっとも高い ・土木一式工事の経審点数が1,000点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 土木一式工事 当初請負額 5,000万円以上 	工事希望型（公募型） 指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・特定建設業許可 ・監理技術者 一級土木施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、土木一式工事の経審点数がもっとも高い (町内業者除く) ・土木一式工事の経審点数 町内業者：800点以上 乙訓二市業者：900点以上 京都市内業者：1,000点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 土木一式工事 当初請負額 3,000万円以上 	

工事費区分	要件等	競争入札方式
3,000万円以上 6,000万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、土木一式工事の経審点数がもっとも高い (町内業者除く) ・土木一式工事の経審点数 <ul style="list-style-type: none"> 町内業者：問わない 乙訓二市業者：750点以上 市内業者：800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） <ul style="list-style-type: none"> 土木一式工事 当初請負額 1,500万円以上 	工事希望型（公募型） 指名競争入札
130万円以上 3,000万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 町内業者 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級又は二級土木施工管理技士の※配置 	
130万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・町内本店・営業所・支店 	随意契約（競争見積）

※建設業法第26条第3項に基づく請負額2,500万円以上の場合は、専任配置とする。

(2) 建築一式工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 建設工事の登録は「建築一式工事」とする。
- ② 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ③ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要件等	競争入札方式
概ね4億円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・案件ごとに設定 	条件付一般競争入札
概ね2億円以上 概ね4億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級建築施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、建築一式工事の経審点数がもっとも高い ・建築一式工事の経審点数が1,000点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 <ul style="list-style-type: none"> 建築一式工事 当初請負額 1億円以上 	工事希望型（公募型）指名競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級建築施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、建築一式工事の経審点数がもっとも高い ・建築一式工事の経審点数が1,000点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 <ul style="list-style-type: none"> 建築一式工事 当初請負額 5,000万円以上 	
6,000万円以上 概ね1億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級建築施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、建築一式工事の経審点数がもっとも高い (町内業者除く) ・建築一式工事の経審点数 <ul style="list-style-type: none"> 町内業者：800点以上 乙訓二市業者：900点以上 京都市内業者：1,000点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 <ul style="list-style-type: none"> 建築一式工事 当初請負額 3,000万円以上 	

工事費区分	要件等	競争入札方式
4,500万円以上 6,000万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級建築施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、建築一式工事の経審点数がもっとも高い (町内業者除く) ・建築一式工事の経審点数 <ul style="list-style-type: none"> 町内業者 : 問わない 乙訓二市業者 : 750点以上 京都市内業者 : 800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 (町内業者除く) <ul style="list-style-type: none"> 建築一式工事 当初請負額 2,000万円以上 	工事希望型 (公募型) 指名競争入札
2,500万円以上 4,500万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級又は二級建築施工管理技士の配置 ・建築一式工事の経審点数 <ul style="list-style-type: none"> 町内業者 : 問わない 乙訓二市業者 : 750点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 (町内業者除く) <ul style="list-style-type: none"> 建築一式工事 当初請負額 1,000万円以上 	
130万円以上 2,500万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 町内業者 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級又は二級建築施工管理技士の配置 	
130万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・町内本店・営業所・支店 	随意契約 (競争見積)

(3) 水道施設工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 水道管工事について、大山崎町指定給水装置工事事業者登録を必要とする。
- ② 建設工事の登録が、「水道施設工事」とする。
- ③ 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ④ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要件等	競争入札方式
概ね2億円以上	・案件ごとに設定	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・水道施設工事の経審点数が900点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 <ul style="list-style-type: none"> 水道施設 当初請負額 5,000万円以上 	工事希望型（公募型）指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・水道施設工事の経審点数が800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 <ul style="list-style-type: none"> 水道施設 当初請負額 3,000万円以上 	
3,000万円以上 6,000万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域、京都市及び島本町 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・水道施設工事の経審点数 <ul style="list-style-type: none"> 乙訓地域業者及び島本町業者：問わない 京都市内業者：800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 <ul style="list-style-type: none"> 水道施設 当初請負額 1,500万円以上 	

工事費区分	要件等	競争入札方式
130万円以上 3,000万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び島本町 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級又は二級土木施工管理技士の※配置 又は給水装置工事主任技術者の※配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） 水道施設 当初請負額（案件ごとに設定） 	工事希望型（公募型）指名競争入札
130万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・町内本店・営業所・支店及び乙訓二市 	随意契約（競争見積）

※建設業法第26条第3項に基づく請負額2,500万円以上の場合は、専任配置とする。

(4) 管工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 水道管工事について、大山崎町指定給水装置工事事業者登録を必要とする。
- ② 建設工事の登録が、「管工事」とする。
- ③ 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ④ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要件等	競争入札方式
概ね2億円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・案件ごとに設定 	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 一級管工事施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・希望業種3つのうち、管工事の経審点数がもつとも高い ・管工事の経審点数が900点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 管工事 当初請負額 5,000万円以上 	工事希望型（公募型）指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 一級管工事施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・希望業種3つのうち、管工事の経審点数がもつとも高い ・管工事の経審点数が800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 管工事 当初請負額 3,000万円以上 	
3,000万円以上 6,000万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域、京都市及び島本町 ・特定建設業許可 ・監理技術者 一級管工事施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・希望業種3つのうち、管工事の経審点数がもつとも高い (町内業者除く) ・管工事の経審点数 町内業者：問わない 乙訓二市業者：750点以上 京都市内業者：800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 管工事 当初請負額 1,500万円以上 	

工事費区分	要件等	競争入札方式
130 万円以上 3,000 万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級又は二級管工事施工管理技士の※配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・管工事の経審点数 <ul style="list-style-type: none"> 町内業者：問わない 乙訓二市業者：750 点以上 京都市内業者：800 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） <ul style="list-style-type: none"> 管工事 当初請負額（案件ごとに設定） 	工事希望型（公募型）指名競争入札
130 万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・町内本店・営業所・支店及び乙訓二市 	随意契約（競争見積）

※建設業法第 26 条第 3 項に基づく請負額 2,500 万円以上の場合は、専任配置とする。

(5) ほ装工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 建設工事の登録が、「ほ装工事」とする。
- ② 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ③ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要件等	競争入札方式
概ね2億円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件ごとに設定 	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域要件 案件ごとに設定 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 一級土木施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、ほ装工事の経審点数がもっとも高い ・ ほ装工事の経審点数が900点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 ほ装工事 当初請負額 5,000万円以上 	工事希望型（公募型）指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域要件 乙訓地域及び京都市 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 一級土木施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、ほ装工事の経審点数がもっとも高い ・ ほ装工事の経審点数が800点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 ほ装工事 当初請負額 3,000万円以上 	

工事費区分	要件等	競争入札方式
3,000 万円以上 6,000 万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級土木施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、ほ装工事の経審点数がもっとも高い (町内業者除く) ・ほ装工事の経審点数 <ul style="list-style-type: none"> 町内業者：問わない 乙訓二市業者：750 点以上 京都市内業者：800 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 <ul style="list-style-type: none"> ほ装工事 当初請負額 1,500 万円以上 	工事希望型（公募型）指名競争入札
130 万円以上 3,000 万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市内 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級又は二級土木施工管理技士の※配置 ・ほ装工事の経審点数 <ul style="list-style-type: none"> 町内業者：問わない 乙訓二市業者：750 点以上 京都市内業者：800 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） <ul style="list-style-type: none"> ほ装工事 当初請負額（案件ごとに設定） 	
130 万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・町内本店・営業所・支店 	随意契約（競争見積）

※建設業法第 26 条第 3 項に基づく請負額 2,500 万円以上の場合は、専任配置とする。

(6) 電気工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 建設工事の登録は、「電気工事」とする。
- ② 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ③ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要件等	競争入札方式
概ね2億円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・案件ごとに設定 	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級電気工事施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、電気工事の経審点数がもっとも高い ・電気工事の経審点数が900点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 <ul style="list-style-type: none"> 電気工事 当初請負額 5,000万円以上 	工事希望型（公募型）指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級電気工事施工監理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、電気工事の経審点数がもっとも高い ・電気工事の経審点数が800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 <ul style="list-style-type: none"> 電気工事 当初請負額 3,000万円以上 	

工事費区分	要件等	競争入札方式
3,000万円以上 6,000万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・特定建設業許可 ・監理技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級電気工事施工監理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、電気工事の経審点数がもっとも高い (町内業者除く) ・電気工事の経審点数 <ul style="list-style-type: none"> 町内業者：問わない 乙訓二市業者：750点以上 市内業者：800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 <ul style="list-style-type: none"> 電気工事 当初請負額 1,500万円以上 	工事希望型（公募型）指名競争入札
130万円以上 3,000万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 <ul style="list-style-type: none"> 一級又は二級電気工事施工管理技士の※配置 ・電気工事の経審点数 <ul style="list-style-type: none"> 町内業者：問わない 乙訓二市業者：750点以上 市内業者 800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） <ul style="list-style-type: none"> 電気工事 当初請負額（案件ごとに設定） 	
130万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・町内本店・営業所・支店及び二市 	随意契約（競争見積）

※建設業法第26条第3項に基づく請負額2,500万円以上の場合は、専任配置とする。

(7) 造園工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 建設工事の登録は、「造園工事」とする。
- ② 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ③ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要件等	競争入札方式
概ね2億円以上	<ul style="list-style-type: none"> ・案件ごとに設定 	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 一級造園施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、造園工事の経審点数がもっとも高い ・造園工事の経審点数が900点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 造園工事 当初請負金額 5,000万円以上 	工事希望型（公募型）指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 一級造園施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、造園工事の経審点数がもっとも高い ・造園工事の経審点数が800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 造園工事 当初請負金額 3,000万円以上 	

工事費区分	要件等	競争入札方式
3,000万円以上 6,000万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・特定建設業許可 ・監理技術者 一級造園施工管理技士の専任配置 ・造園工事の経審点数 町内業者：問わない 乙訓二市業者：750点以上 市内業者：800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 造園工事 当初請負金額 1,500万円以上 	
130万円以上 3,000万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 一級又は二級造園施工管理技士の※配置 ・造園工事の経審点数 町内業者：問わない 乙訓二市業者：750点以上 市内業者：800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） 造園工事 当初請負額（案件ごとに設定） 	
130万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・町内本店・営業所・支店及び二市 	随意契約（競争見積）

※建設業法第26条第3項に基づく請負額2,500万円以上の場合は、専任配置とする。

(8) その他専門工事（(1) から (7) までに定める以外の工事）

- ① 発注する工事に対応した建設業許可を有する業者を対象とする。
- ② 原則として、発注する建設工事の種類を指名競争入札参加資格申請時に希望としている業者を対象とし、登録業者数及び工事費の額等により、案件ごとに要件等を設定する。
- ③ 競争入札方式は、工事費の額等により、条件付一般競争入札、工事希望型（公募型）指名競争入札又は随意契約とする。
- ④ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募又は選定する。

第4 測量・建設コンサルタント等業務の選定基準及び運用基準

1 公募・選定基準

測量・建設コンサルタント等業務について、原則として業務希望型指名競争入札を採用するものとし、公募・選定する基準は、次に定める事項に基づき設定する。

なお、以下の基準は標準的な発注を想定したものであるため、これにより難しい場合や、本基準の趣旨に反することとなる場合は、別途、町指名業者選定委員会で基準等を個別に判断するものとする。

(1) 資格・技術的適正等

- ① 原則として、発注する当該業務に該当する許可、登録（建設コンサルタント登録の場合は部門登録）をしていること。
- ② 当該業務と同種業務について相当の実績があること。
- ③ 当該業務の履行に必要な業務管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の業務の履行実績があること。
- ④ 発注予定業務種別に応じ、当該業務を履行するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

(2) 地域要件について

原則として、乙訓地域及び京都市内又は府内に本店や支店もしくは営業所を有する業者から公募・選定する。ただし、業務の内容等により、近隣府県に本店や支店もしくは営業所を有する業者から公募・選定する場合がある。

2 登録業種別公募・発注標準

(1) 測量

- ① 測量法に基づく測量業者であることを条件とし、指名競争入札参加資格申請で「測量」を希望している者を公募・選定する。
- ② 設計業務を含む場合は、測量及び土木設計の可能な業者を公募・選定する。
- ③ 航空測量等、専門的技術者を要する場合は、必要な要件を設定し、当該業務が可能な業者を公募・選定する。

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

発注する業務に対応した部門の建設コンサルタント登録を有し、指名競争入札参加資格申請で「土木関係建設コンサルタント業務」を希望している業者を対象とする。

(3) 地質調査業務

地質調査業の登録を有し、指名競争入札参加資格申請で「地質調査業務」を希望している業者を対象とする。

(4) 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 指名競争入札参加資格申請で「建築関係建設コンサルタント業務」を希望している業者を対象とする。
- ② 一級建築士事務所から選定する。
- ③ 難度の高い業務については、組織設計事務所等、大規模な建築コンサルタント業者で、当該業務に実績のある業者を公募・選定することがある。
- ④ 耐震調査等、特殊な業務及び専門部門のみで対応可能な業務については、特に一級建築士事務所にとどまらず、実績のある業者を公募・選定することがある。

(5) 補償関係等コンサルタント業務

- ① 指名競争入札参加資格申請で「補償関係コンサルタント業務」を希望している業者を対象とする。
- ② 一級建築士事務所・補償コンサルタント登録業者・土地家屋調査士等発注する業務に応じた要件を設定し、公募・選定する。

(6) その他のコンサルタント業務

発注する業務に応じ、必要な許可な有資格技術者を確保できることを要件とし、公募・選定する。

第5 物品の供給等及び役務の提供の選定基準及び運用基準

1 選定基準

物品の供給等及び役務の提供について、原則として指名競争入札を採用するものとし、選定する基準は次に定める事項とする。

なお、以下の基準は標準的な発注を想定したものであるため、これにより難しい場合や、本基準の趣旨に反することとなる場合は、別途、町指名業者選定委員会で基準等を個別に判断するものとする。

(1) 資格等

- ① 当該発注業務の履行にあたり、法令等により有資格技術者による執行が義務付けられている場合や当該発注業務の履行に必要な有資格技術者の定めがある場合は、必要な有資格技術者が確保できると認められる業者から選定する。
- ② 当該発注案件の履行にあたり、資格等が定められていない場合は、物品の調達や業務の履行が可能であること、又は実績があることを条件とする。

(2) 受注実績等

- ① 当該発注業務と同種のものについて、相当の受注実績のある業者から選定する。
- ② 当該発注業務に必要な技術的水準と同程度以上と認められる技術的水準の受注実績がある業者から選定する。

(3) 履行成績等

町発注業務での成果品の品質が低い場合には、競争参加機会を調整する。

2 運用にあたっての留意点

- ① 法令等により、有資格技術者による執行が義務付けられている業務で、有資格技術者がいない業者を選定したが業者が辞退を申し出なかった場合は、参加資格のない業者がした入札として取扱う。
- ② 調査研究業務やデザイン等の企画を含む印刷など特殊性のある業務委託等の場合には、公募型プロポーザル方式等を採用する場合がある。

工事希望型指名競争入札実施要領

本入札については、山崎郵便局局留郵便のみの入札とします。

1 入札に付する事項及び入札に参加する者に必要な事項等

本入札に参加することができる者は、大山崎町の指名登録を受けたもののうち、(1)及び(2)に掲げる条件をすべて満たしていることについて、大山崎町長の入札参加の確認を受け、指名された者とする。

(1) 入札に付する事項及び入札に参加する者に必要な事項等

入札に付する事項	
発注番号	27入札第65号
件名	応急給水施設整備工事
場所	大山崎町字円明寺 地内
工事概要	設計書・仕様書のとおり 応急給水施設整備工事 一式 (横水栓 3栓 地上式消火栓 1基)
工事期間	契約締結日の翌日以降から平成28年3月25日
設計図書販売期間	平成27年12月2日(水)午前9時から午後5時まで
入札郵送締切日	平成27年12月13日(日)山崎郵便局必着
入札立会人公表	平成27年12月15日(火)
入札開札日時	平成27年12月17日(木)午前10時00分から

(2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加資格者は、次に掲げる要件をすべて満たす単独業者であること。

- ア 町が実施した平成27・28年度指名競争入札等参加資格審査申請において、入札を希望する建設工事の種類で、「土木一式工事」に登録していること。
- イ 大山崎町内に本店・支店または営業所があること。
- ウ 土木一式工事に係る一般建設業の許可又は特定建設業の許可を有する者であること。
- エ 配置予定技術者は、直接的かつ3ヶ月以上の雇用関係のある技術者で、建設業法による技術検定のうち、一級又は二級土木施工管理技士の資格を有する主任技術者を工事現場に配置できること。
- オ 地方自治法施行令第167条の11第1項の規定に該当していないこと。
- カ 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。
- キ 入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札開札日までの期間に、大山崎町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ク 会社更生法に基づく更生手続開始の申立または民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定または再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- ケ 大山崎町暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条(1)から(4)までに該当しない者であること。

2 資格確認申請書及び設計図書の入手方法及び郵送方法

(1) 資格確認申請書等の入手方法

原則として、町ホームページの入札・契約項目等・発注情報及び入札参加申請書からダウンロードしてください。

(2) 設計図書等の購入方法（有料配布します。価格は購入時に示します。）

次の手順により申込を行った者に対し、配布します。

ア 設計図書等購入申込書（入札参加申請書様式8）を資格確認申請書の提出時に同時に提出してください。

イ 設計図書等配布日時は、確認通知で連絡します。

ウ 設計図書等の配布方法は、大山崎町政策総務課管財係において配布します。

配布内容は、設計図書、郵便入札専用封筒（入札書在中封筒）、入札書及び入札書を入れる封筒とします。

(3) 配布された設計図書等については、本工事の見積の用に供するのみとし、取り扱いに注意し、他の目的に使用してないでください。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、資格確認申請書及び工事希望型指名競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

す。

また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じる必要があります。

(1) 提出方法

入札に参加を希望する者は、それぞれ必要書類（資格確認申請書・資格確認資料・設計図書等購入申込書）を入れ封緘した封筒に「入札参加申請書類在中」と記載し、期日までに大山崎町へ郵送してください。（定形外封筒を用い配達記録が残る方法を利用するものに限る。）

- ・ 郵送先 ☎618-8501 大山崎町字円明寺小字夏目3番地
大山崎町 政策総務課 管財係
- ・ 郵送方法 簡易書留または特定記録郵便

(2) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知します。

(3) その他

- ア 資格確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しません。
- イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出してください。
- ウ 提出された書類は、本町において無断使用することはありません。
- エ 虚偽の記載をした者は、当該工事の入札への参加を認めないとともに、町の指名停止措置を行うことがあります。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 工事希望型指名競争入札参加資格確認申請書（様式1）

(2) 工事希望型指名競争入札参加資格確認資料

- ア 配置予定技術者調書（様式3）
- イ 過去5年間の受注状況報告（1～2件程度）（様式4）
- ウ 最新の経営事項審査結果通知書の写し
- エ 工事希望型指名競争入札参加申請チェックリスト（郵送前に確認しチェックを入れて同封のこと）
- オ 確認資料

配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し（健康保険被保険者証等）を提出してください。

(3) 設計図書等購入申込書（様式8）

(4) 入札参加資格確認通知書（様式9）

入札参加希望者の『所在地』、『商号又は名称』、『代表者職氏名』、『発注番号』及び『工事件名』を記載してください。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと通知された方は、町に対して入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができます。この説明を求める場合は、入札参加資格確認通知書による通知を受けた翌日から起算して5日（大山崎町の休日を定める条例（平成2年条例第8号）第2条に規定する町の休日を含まない。）以内に、書面により大山崎町政策総務課あてその旨を記載した書面を提出してください。

6 設計図書に関する質問回答

- (1) 質問については、別記様式（質疑回答集様式「町ホームページからダウンロードできる。」）に記入し、期限までにEメールまたはFAXで提出してください。

Eメールアドレス：kanzai@town.oyamazaki.lg.jp

FAX：075-957-1101

- (2) 質疑・回答

- ア 質疑締切日 平成27年12月 4日（金）午後5時まで
- イ 提出方法 Eメールまたは事前連絡のうえ、FAXにて提出してください。質疑の様式については、本町ホームページより印刷しご利用ください。
- ウ 回答方法 回答は、平成27年12月 8日（火）に各社あてFAXにて行います。

7 入札手続等

- (1) 入札の方法

入札書及び工事費内訳書（価格内訳書（様式5）及び中内訳書（様式5-0））を入れ封緘した「入札書在中封筒」を期日までに山崎郵便局へ郵送してください。〔配達記録が残る方法を利用するものに限る。〕

- ・郵送内容 郵便入札専用封筒（入札書在中封筒）に、入札書を入れた封筒と価格内訳書・中内訳書を封入してください。

郵送期限 平成27年12月13日（日）【必着】

- (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札書に記入する金額は円止めとします。

- (3) 工事費内訳書（価格内訳書・中内訳書）

- ア 入札書の提出に併せて、工事費内訳書を提出してください。
- イ 入札書に記載する金額は、工事費内訳書の工事価格（消費税相当額を除く合計金額）に対応するようにしてください。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 1 (2) に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 代表者等が変更になっているにもかかわらず、指名競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更届けをしなかった者の行った入札
- オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者またはその疑いのある者の行った入札
- カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- キ 開札の日時において有効な工事費内訳書を提出できていない者の行った入札
- ク 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱または金額を訂正した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、辞退届けを封筒に入れ封緘し、「**入札辞退届出書在中**」と封筒に記載し、局留郵便（書留・簡易書留）で**入札書等の郵送期限までに郵便局へ必着するように郵送してください。**なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は町の指名停止措置を行うことがあります。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 立会人の選出方法

入札（開札）は、入札日時に、入札参加資格があると確認されたものの中から立会人を選出し、立会人参加のもとで行います。

立会人は、入札書在中封筒の到着日順（同日の場合は、五十音順）に番号を付し、入札参加者数に応じた、下記に定める番号の者を3人選出し、**入札日までに入札参加資格者名簿等をホームページで公表し、立会人と明記します。立会人に選出された入札参加申請者は、当該公表内容を確認して入札（開札）に参加してください。**なお、代表者でなく、代理人が出席する場合は、「立会人委任状」の提出が必要です。

立会人が入札日に欠席した場合は、該当者の入札は「失格」とし、「不誠実な行為」として1ヶ月の指名停止措置とします。

【立会人の選出方法】

入札参加者数	申請書に付された番号
3人	1. 2. 3.
4人以上10人以下	2. 3. 4.
11人以上20人以下	5. 6. 7.
21人以上	8. 9. 10.

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。さらに、最低価格が同額で複数となった場合は、地方自治法施行令第167条の13の規定により、くじ引きを行い、落札者を決定します。なお、入札参加者または参加資格審査後の入札参加者が、1名でも原則として入札を執行します。ただし、再度入札は執行しません。

8 入札保証金

免除します。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収します。また、「不誠実な行為」として3ヶ月の指名停止措置とします。

10 予定価格の公表

本入札においては、予定価格及び最低制限価格を事前公表するものとします。

予 定 価 格 金 3, 5 4 2, 4 0 0 円

最低制限価格 金 3, 0 8 3, 4 0 0 円

「予定価格」・「最低制限価格」は、消費税及び地方消費税の額を含む金額です。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入してください。この場合において、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除します。

12 現地説明

現地説明は行いません。（現地立会いは、事前に町政策総務課管財係まで連絡してください。）

1 3 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配付期間	1 1 月 1 9 日 (木) から 1 1 月 2 6 日 (木) まで	町ホームページ
入札参加資格確認申請書等の受付・不切	1 1 月 2 0 日 (金) から 1 1 月 2 6 日 (木) まで役場必着	町政策総務課管財係
入札参加資格確認通知	1 1 月 3 0 日 (月)	各社あて F A X
設計図書販売期間	1 2 月 2 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	町政策総務課管財係
質問の受付	1 2 月 2 日 (水) から 1 2 月 4 日 (金) 午後 5 時まで	E メールまたは F A X
質問に対する回答	1 2 月 8 日 (火)	各社あて F A X
入札書受付	1 2 月 8 日 (火) 1 2 月 1 3 日 (日) まで郵便局必着	山崎郵便局へ郵送
入札開札立会人公表	1 2 月 1 5 日 (火)	町ホームページ
開札日時	1 2 月 1 7 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分から	役場 3 階防災会議室
開札結果	1 2 月 2 1 日 (月)	町ホームページ

1 4 支払条件

(1) 前金払

有 (前金払は請負金額の 4 割以内、中間前金払は請負金額の 2 割以内)

(2) 部分払

無

1 5 新規登録業者の取扱い

- (1) 大山崎町内に営業拠点である本店・支店及び営業所を新規に開設した業者は、登録年度から 3 年間は大山崎町発注公共工事の習熟期間として、工事の入札に参加することができません。
- (2) 大山崎町外に本店を有し、過去 5 年間のうち通算 3 年間を超えて登録が確認される業者で、新規に町内に営業拠点である支店・営業所を開設した者は、希望業種を変更しない場合に限り、新規登録業者としての取扱いはしません。

1 6 落札決定通知書

- (1) 落札者が決定したときは入札終了後、落札決定通知書に必要事項を記載し落札者に通知します。
- (2) 落札決定通知書に指定する契約書の提出年月日は、その通知書が落札者に届く予定日から5日以内とします。
- (3) 落札決定通知書の指定期日までに契約書を提出しなかったときは、その効力を失うこととなります。ただし、その指定期日までに契約書を提出することのできない相当の事由がある場合において、あらかじめ町長の承認を得たときは、その指定期日経過後3日を限度として、期間の延長を行うことができます。

1 7 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、入札心得を遵守してください。
- (2) 確認申請書または資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、町の指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。
- (4) 入札後、契約を締結するまでに本町の工事等契約に係る指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがあります。
- (5) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退してください。
なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合は、失格とします。また、町の指名停止措置を行うことがあります。
- (6) 町工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人については、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、工事現場に常駐しなければならないことから他の工事との兼務はできません。なお、これに違反した場合は、契約の解除及び指名停止を行うことがあります。
- (7) 落札者決定後、入札の過程（入札者名・入札価格等）を本町ホームページにおいて公表します。
- (8) 郵便入札に伴う諸様式は、本町ホームページよりダウンロードしてください。
- (9) 入札参加者名の公表は、談合抑止のため入札郵便締切後に行います。
- (10) 建設業退職金共済制度（建退共）への加入・履行について
 - ア 工事の受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、対象労働者の共済手帳への共済証紙の貼付を厳守し、掛金収納書の写しを建設業退職金共済制度掛金収納届書に貼って、工事請負契約締結後直ちに（共済証紙を追加購入したときは工事完成時）に監督職員へ提出してください。
 - イ 施工するにあたり雇用する労働者全員の退職金について、労働協約または就業規則に退職手当の定めがある場合、特定退職金共済制度に加入している場合または中小企業退職金共済制度に加入している場合は、それを証する退職金制度届出書を監督職員へ提出してください。

ウ 1件500万円以上の建設工事の契約については、契約締結時に当該工事にかかる建設業退職金共済事業本部発行の「掛金収納書」の提出を求めます。

共済証紙購入の的確な把握が困難な場合においては、建設業退職金共済事業本部作成「共済証紙購入の考え方について」の表を基本として購入してください。

(11) 工事实績の情報登録(CORINS(コリンズ:工事实績情報システム))について
契約金額500万円以上の工事については工事实績情報サービス(CORINS)へ、登録が必要となります。CORINS入力システムに基づき、受注・変更・完成時に『工事カルテ』を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、完了時は完了後10日以内に(一財)日本建設情報総合センターより登録申請してください。また、(一財)日本建設情報総合センター発行の『工事カルテ受領書』の写しを監督職員へ提出してください。

(12) 契約書の作成等について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)の対象建設工事について

ア 対象建設工事を落札した業者は、工事担当課に対し、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について書面を提出してください。その際に「○解体工事に要する費用等」について記載内容の確認を受けてください。

イ 「建設リサイクル法」に従い諸手続を行ってください。

○大山崎町入札監視委員会 今後のスケジュール

	平成27年度								平成28年度								平成29年度									
	4月	~	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
今 後 の 予 定																										
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 平成27年度第二回定例会審議案件対象期間 (この期間に契約を締結した工事が対象) </div>								<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 平成28年度第二回定例会審議案件対象期間 (この期間に契約を締結した工事が対 </div>								<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 平成29年度第一回定例会審議案件対象期間 (この期間に契約を締結した工事が対象) </div>									

※その他必要に応じて臨時会を開催(条例第2条第3号及び第4号該当)